

第3章 習志野市の現状と課題

P R E S E N T

1 習志野市の特色

- 習志野市は、昭和29年8月1日、当時の千葉市から実籾・長作・屋敷台新田の一部・東習志野地区を編入して誕生し、平成21年に市制誕生55周年を迎えました。
- 総面積20.99km²で比較的小さな市ですが、千葉県西部に位置し、東京都心からは直線距離で約20kmの近さにあります。隣接する市は、北から時計回りに、船橋市、八千代市、千葉市となっています。
- 地形的には、昭和40年代からの埋立事業により臨海部にできた平坦な埋立地と内陸部の自然地形とにより形成されており、高低差のあまりない平坦な土地です。また、埋め立てを免れた沿岸部は、全国に知られる谷津干潟で多くの渡り鳥を観察できる等、豊かな自然のサンクチュアリーとなっています。
- 鉄道はJR総武線、JR京葉線、京成線、新京成線が通っています。道路は、自動車専用道が2路線（京葉道路、東関東自動車道）、国道が3路線（国道14号、357号、296号）あり、これを主要地方道と県道が補完していますが、全体的に東西方向を結ぶ広域幹線道路が発達しています。
- こうした交通網の発達や豊かな自然環境等を背景に、習志野市は首都圏のベッドタウンとして、また中核都市として発展し、現在、人口は16万人を超えています。

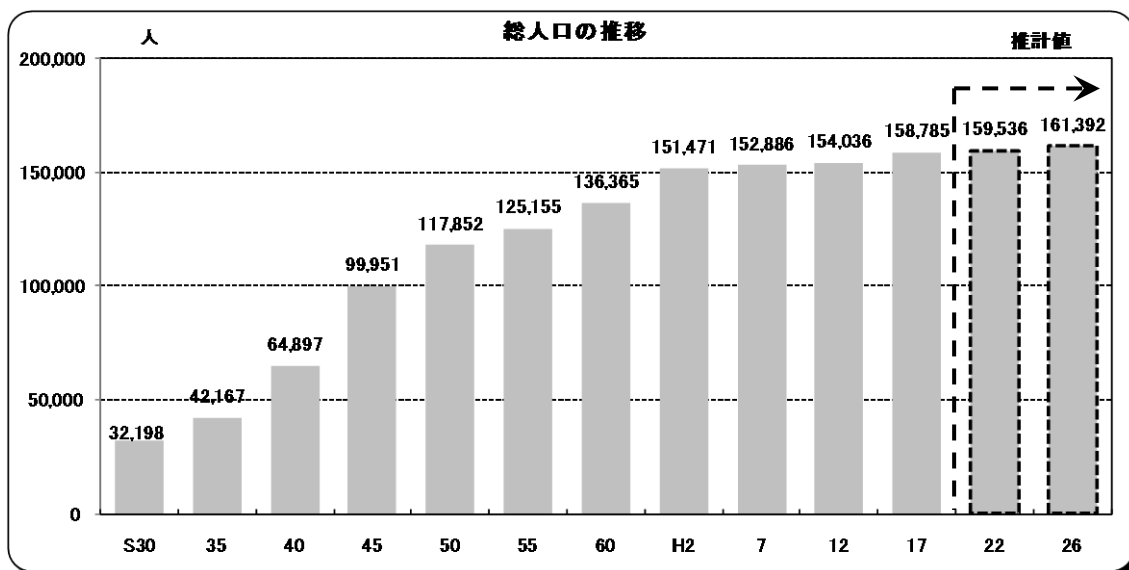
2 少子化等の現状

(1) 少子化の状況

①人口の推移

【習志野市の総人口】

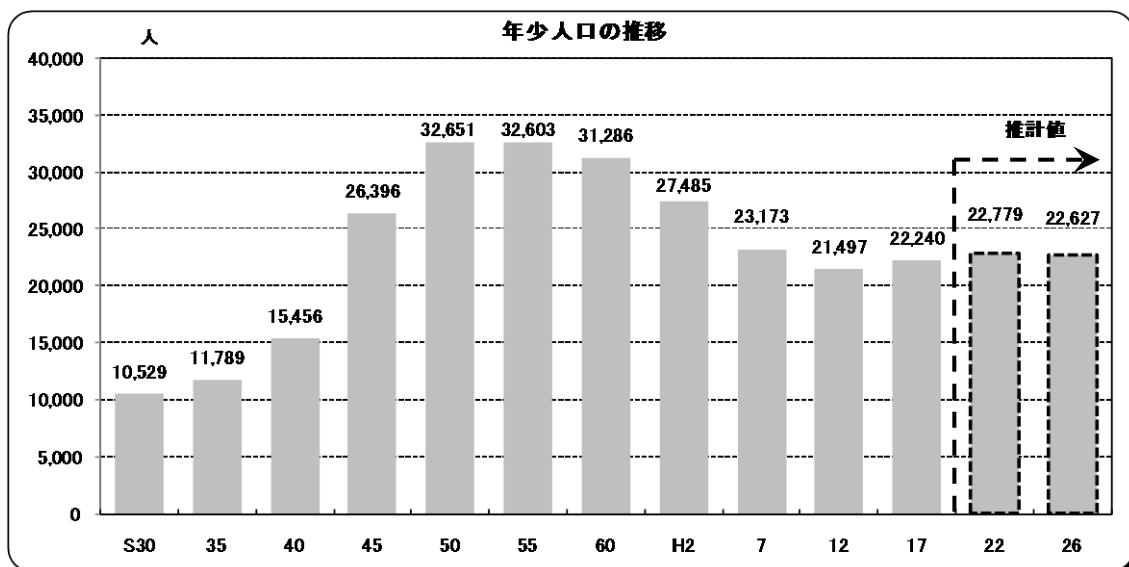
- 習志野市の総人口は、国勢調査ではこれまで一貫して増加しており、今後も増加を続け、平成26年には161千人程度になるとの推計結果となりました。



資料：国勢調査

【年少人口(0歳から14歳)】

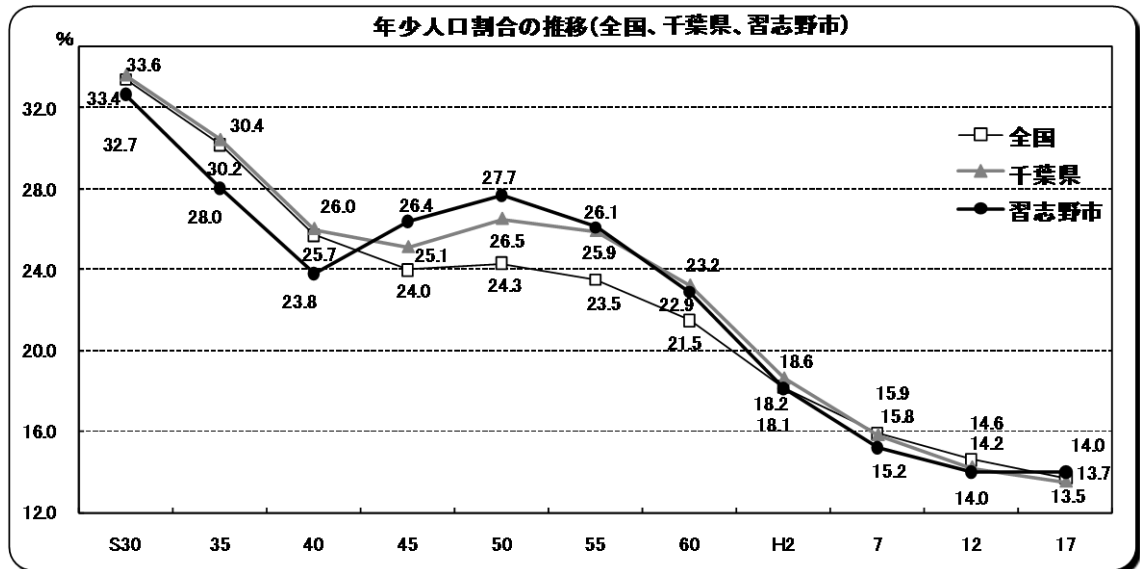
- 習志野市の15歳未満の年少人口は、昭和50年をピークに減少していましたが、今後は平成26年まで22千人程度で推移していくと推計されています。



資料：国勢調査

【年少人口割合の比較(全国、千葉県、習志野市)】

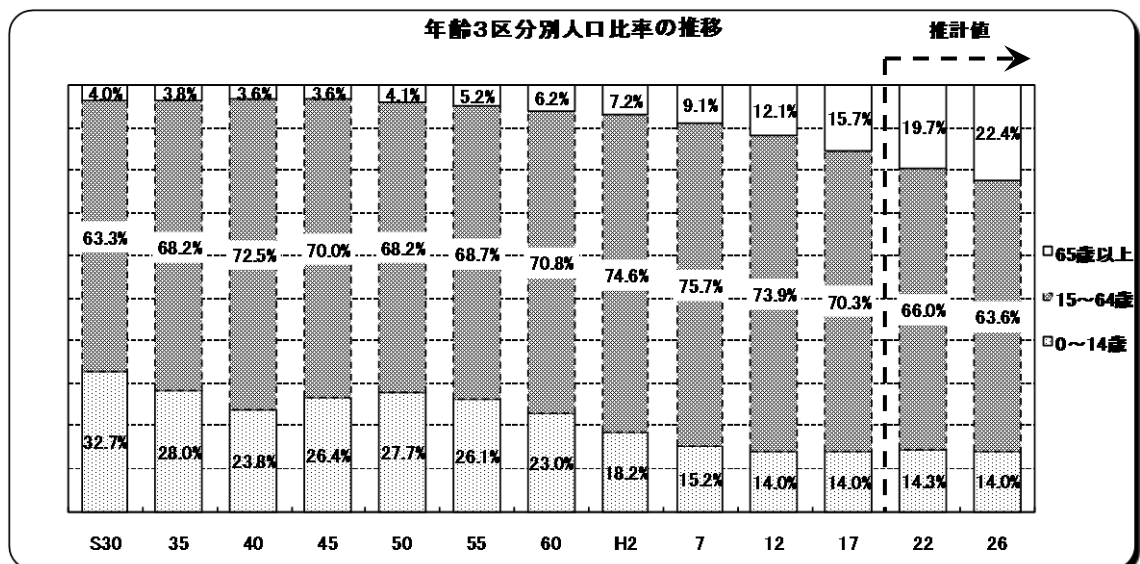
➤ 習志野市の年少人口割合を、全国、千葉県と比較すると、おおむね全国、千葉県と同程度の比率で推移しています。



資料:国勢調査

【年齢3区分別人口の比率】

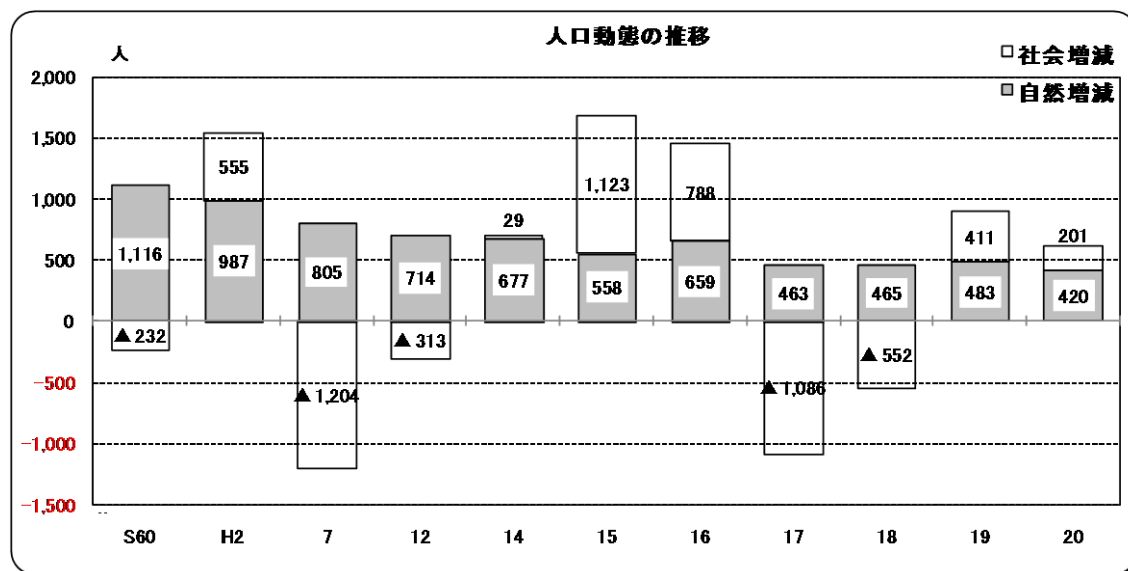
➤ 習志野市の65歳以上の高齢者人口は増加を続け、その総人口に占める割合は、昭和50年には4.1%であったものが、平成12年には12.1%、さらに平成26年には22.4%まで上昇するとの推計結果となりました。



資料:国勢調査

【人口動態】

- 習志野市の人口動態を、自然増減(出生－死亡)、社会増減(転入－転出)別にみると、自然増減は一貫して自然増で推移していますが、社会増減は平成7年、平成17年に大幅な社会減を示し、ここ数年、再び社会増に転じてきています。



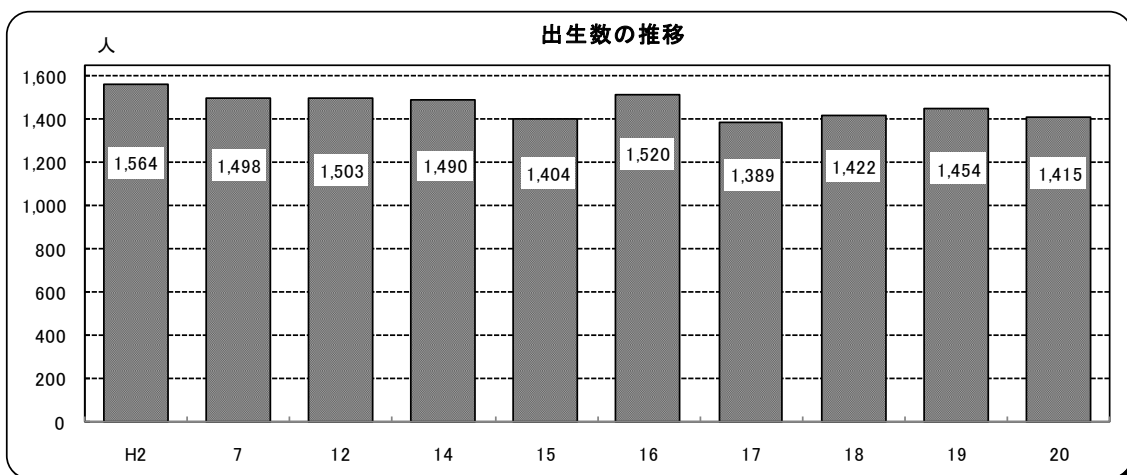
資料:千葉県総合企画部統計課「毎月常住人口調査報告書」



②出生の動向

【出生数】

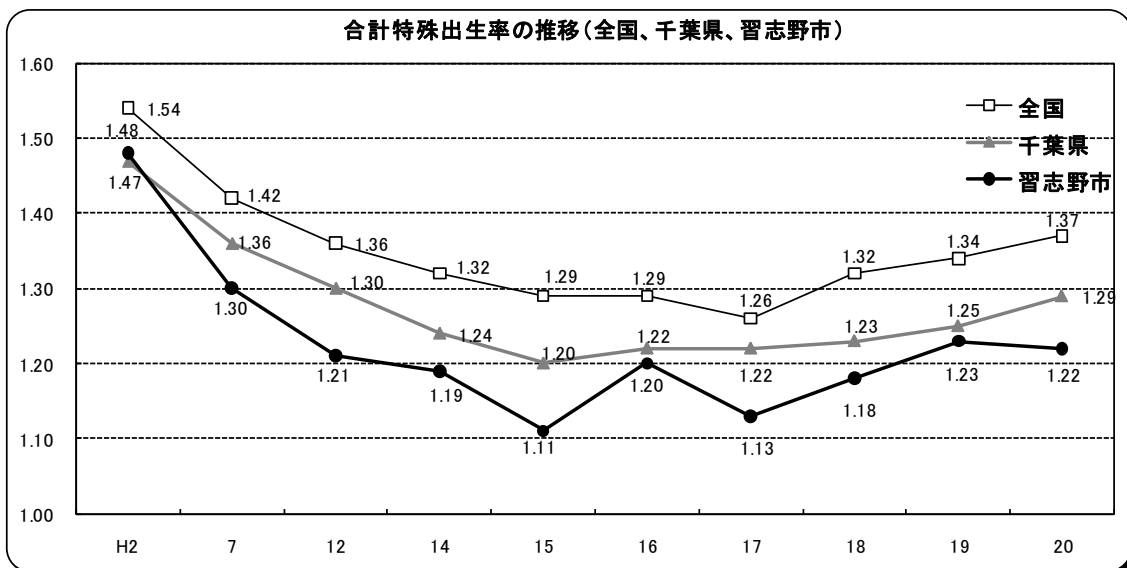
➤ 習志野市における出生数は、平成17年から1,500人を下回って推移しています。



資料:千葉県健康福祉部健康福祉指導課「衛生統計年報」

【合計特殊出生率の比較(全国、千葉県、習志野市)】

➤ 女性が一生の間に生む子どもの数と考えられる合計特殊出生率は、全国、千葉県いずれより低い数値で推移しています。

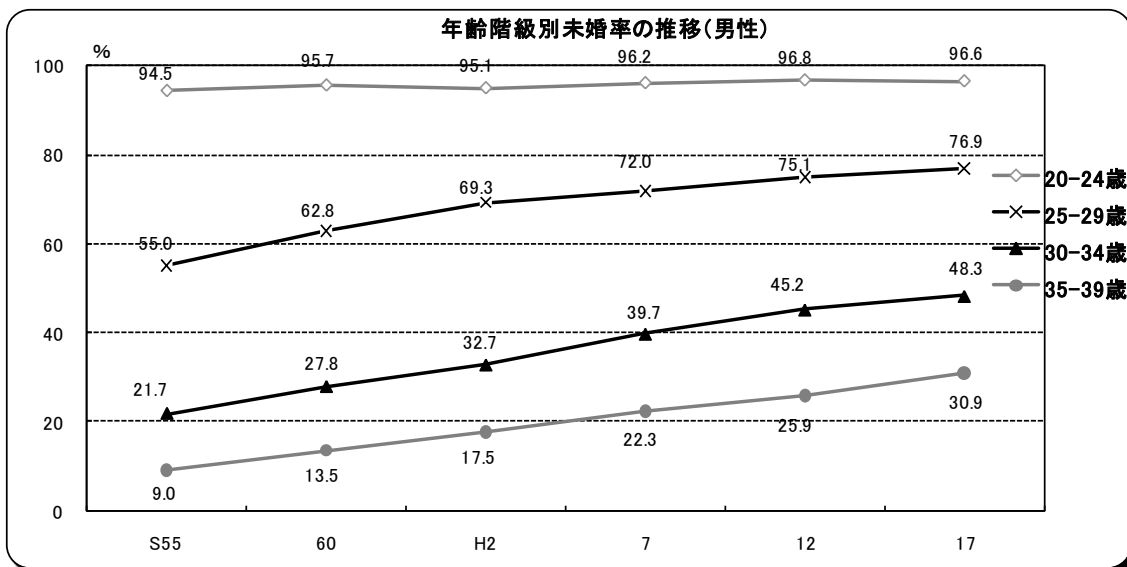


資料:厚生労働省・千葉県健康福祉部健康福祉指導課「衛生統計年報」

③婚姻の動向

【年齢階級別未婚率(男性)】

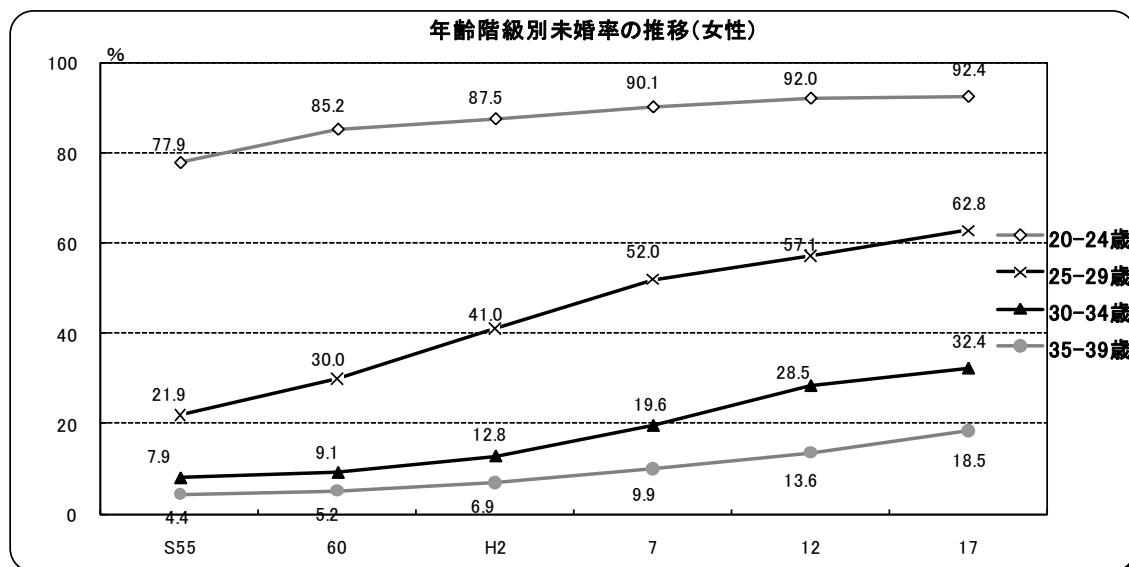
➤ 習志野市の男性の年齢階級別未婚率は、20代後半から30代にかけて上昇傾向にあることがわかります。



資料: 国勢調査

【年齢階級別未婚率(女性)】

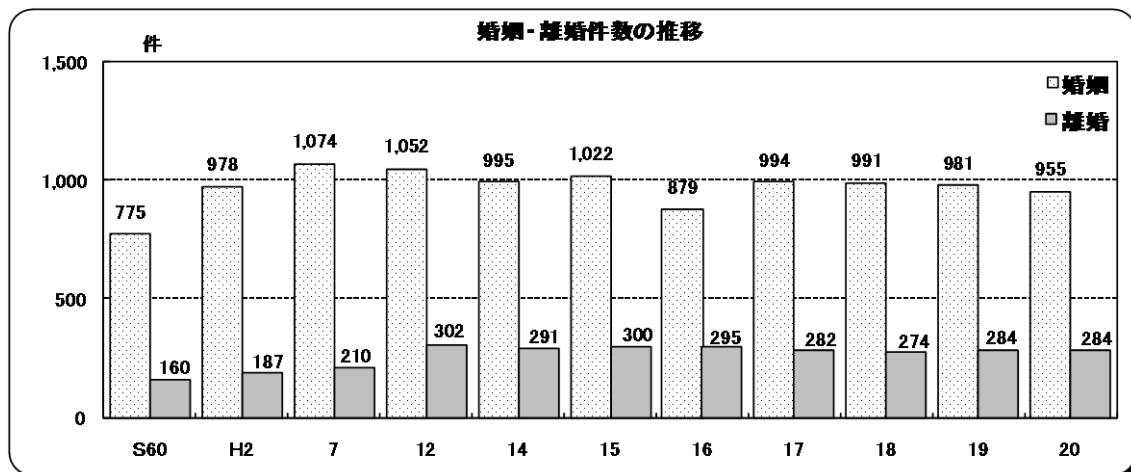
➤ 習志野市の女性の年齢階級別未婚率は、20代後半から30代にかけて上昇傾向にあることがわかります。



資料: 国勢調査

【婚姻・離婚件数】

➤ 習志野市の年間の婚姻・離婚件数の動きをみると、婚姻件数は1,000件前後、離婚件数は平成12年から300件前後で推移しています。



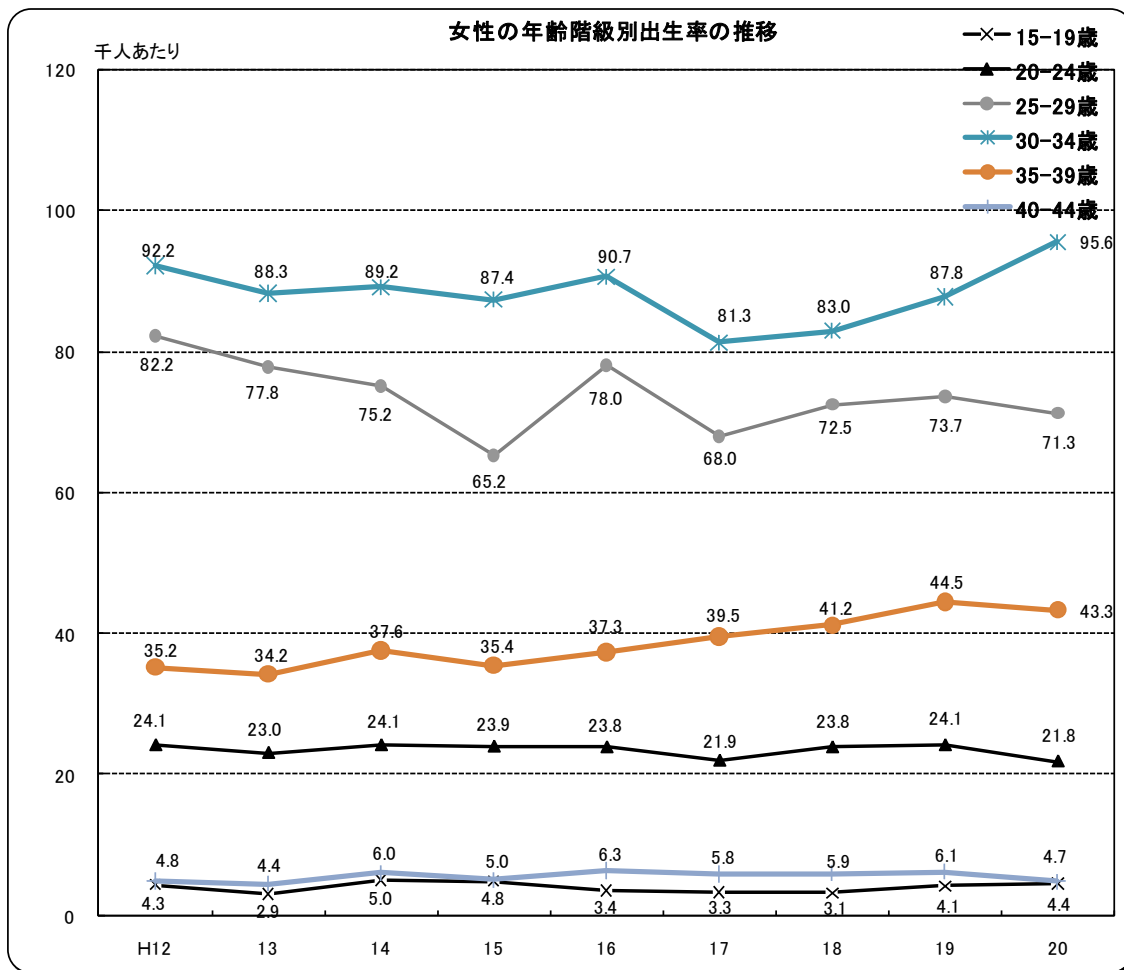
資料:千葉県健康福祉部健康福祉指導課「衛生統計年報」



④晩産化、少産化の動向

【年齢階級別出生率】

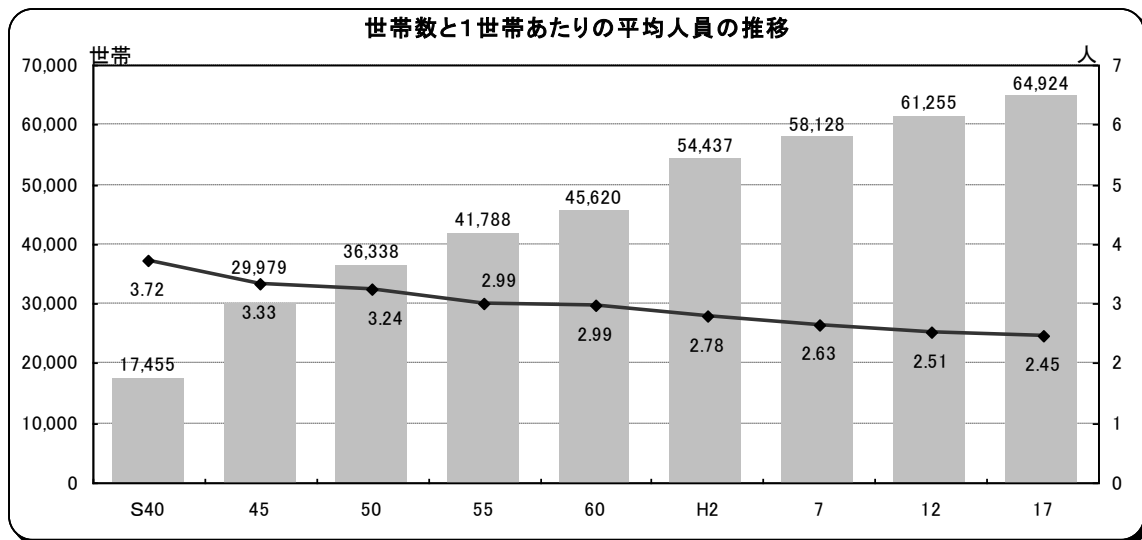
- 習志野市の女性の年齢階級別出生率の推移をみると、20代で減少、30代前半で増加傾向となっており、晩産化が進んでいることがわかります。



資料：千葉県健康福祉部健康福祉指導課「衛生統計年報」より作成

(2) 家族の状況**① 核家族化の動向****【世帯数と1世帯あたり世帯人員】**

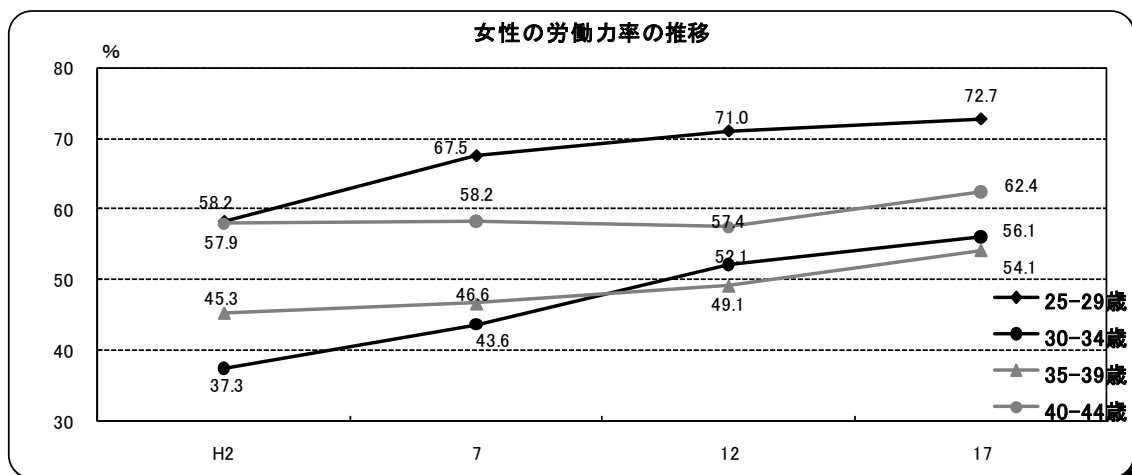
➤ 習志野市の世帯数は上昇傾向、1世帯あたりの人数は減少傾向となっており、核家族化が進んでいることがわかります。



資料: 国勢調査

② 就労状況**【年齢階級別労働力率(女性)】**

➤ 習志野市の女性の年齢階級別労働力率は、平成12年と平成17年を比較すると、どの年代においても伸びており、働く女性が増えていることがわかります。



資料: 国勢調査

3 子育て支援施策の状況

(1) 保育事業

① 通常保育

- 公立保育所13か所、公立こども園1か所、私立保育園1か所で実施しています。(平成21年度入所定員1,585人)
- 開所時間は、公立保育所・こども園7時から19時(公立保育所の土曜日は18時30分)まで、私立保育園7時から20時まで、通常保育時間は、8時30分から16時30分までです。

② 延長保育

- 公立保育所13か所、公立こども園1か所、私立保育園1か所で実施しています。
- 延長保育時間は、公立保育所・こども園18時から19時(公立保育所の土曜日は18時30分)まで、私立保育園は18時から22時までの受け入れ態勢があります。

③ 低年齢児保育

- 公立保育所2か所、公立こども園1か所、私立保育園1か所で生後57日から、公立保育所1か所で生後4か月から、それ以外の公立保育所(1か所除く)では生後6か月から0歳児を受け入れています。

④ 障害児保育

- 全施設で心身に障害を有する児童の入所が可能となっており、健常児童との集団保育を行っています。

⑤ 休日保育

- 年末年始を除く日曜日・祝日に私立保育園1か所で実施しています。
- 休日保育時間は、8時から17時までです。

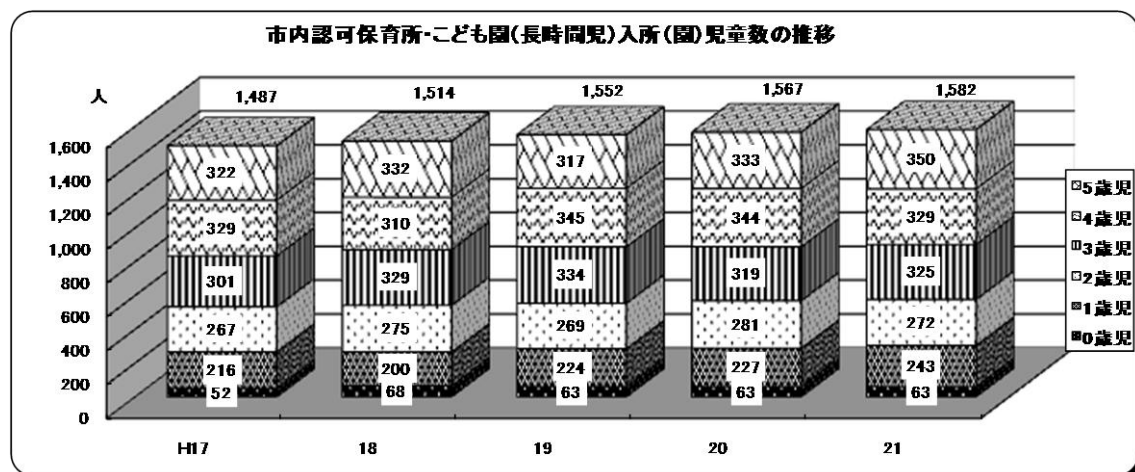
⑥ 一時預かり

- ①パート等で月15日以内の保育を必要とする場合、②病気やけがで緊急に保育が必要になった場合、③心理的、肉体的負担を軽減するために保育が必要になった場合(リフレッシュ目的)に、公立保育所2か所、公立こども園1か所、私立保育園1か所で実施しています。
- 預かり時間は、平日8時30分から17時(私立保育園は16時30分)まで、土曜日8時30分から12時30分(こども園は17時、私立保育園は未実施)までです。

⑦病児・病後児保育

➤子どもが病気の時に、医療機関による入院治療の必要はないものの、家庭の事情や仕事の都合等で育児が困難な期間に、医療機関に付設された施設で子どもを一時的に預かる事業で、2か所で実施しています。

■保育所・こども園(長時間児)の入所(園)児童数



各年4月1日現在

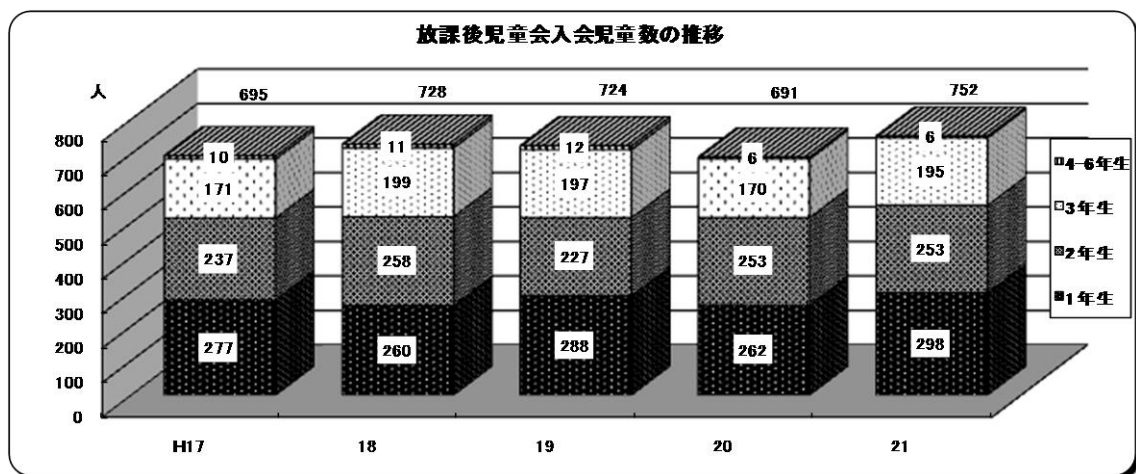
資料: 習志野市こども保育課

(2) 児童健全育成事業

① 放課後児童会

- 保護者の就労等により、放課後、保護者が不在の児童（原則として1年生から3年生）を対象に、健全育成と事故防止を図るため、遊びや生活指導を通して異年齢の集団の中でお互いを思いやる心や自立心を養う場として、16小学校区18か所で実施しています。
- 開設時間は、平日放課後から19時まで、土曜日や夏季休業日等の学校休校日8時30分から19時までです。

■ 放課後児童会の入所児童数



各年5月1日現在

資料：習志野市青少年課

※4-6年生は障害児のみ受け入れ

② 子ども会

- 市内には各地域に子ども会があり、地域に根ざした活動を行っています。また、「習志野市子ども会育成会連絡協議会」では、子ども会の活動の支援や子ども会スポーツ大会等の事業も行っています。

③ スポーツ少年団

- 市内には誰でも参加できる「習志野市スポーツ少年団」があり、活動しています。

(3) 子育て支援事業**①ファミリー・サポート・センター**

- 子どもの一時的な預かりや保育所への送迎、保護者の体調不良時や産前産後の家事支援、児童の宿泊を伴う育児の援助を受けたい人、援助できる人が会員になり会員相互の協力により地域で支え合うシステムです。

②こどもセンター

- 主に就学前の子どもと保護者のための子育て広場として、親子が自由に遊び、交流できる場や子育てに関する情報の提供等を行い、子育てのお手伝いをしています。
- 保育士や保健師による子育てに関する相談、小児科医による育児相談、おはなし会、手遊び、絵本の読み聞かせ、紙芝居、パネルシアター、親子リズム、親子工作等を2か所で実施しています。

③つどいの広場(きらっ子ルーム)

- 商店街の空き店舗やマンションの一室等を活用して、主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合いながら交流を図り、育児相談等を行う場を2か所で提供しています。

④保育所・こども園の地域開放

- 公立保育所・こども園の所(園)庭を地域の親子に開放し、親子遊びの場として提供するとともに、育児相談にも応じています。

⑤幼稚園・こども園の子育てふれあい広場

- 公立幼稚園・こども園を地域の親子に開放し、親子遊びの場として提供するとともに、幼稚園教諭・民生委員・児童委員・母子保健推進員等が、仲間づくりや情報提供等の子育て支援を行っています。また、定期的に幼稚園児・こども園児の遊戯等の発表も行われています。

⑥幼稚園・こども園の施設開放

- 子育てふれあい広場以外にも、親子遊びの場として公立幼稚園・こども園を開放しています。

(4) 母子保健事業

① 母子健康手帳の交付

- 個別に相談に応じながら看護職員が面接することで、母親の妊娠・出産に関する不安を和らげ、自ら健康管理の重要性を認識できるよう支援しています。
- 妊娠中から子育て時期の事業や制度について情報提供しています。

② ママ・パパになるための学級

- グループワークや体験学習を行い、妊婦同士の交流を図るとともに、妊娠・出産・育児について必要な知識及び技術を身につけ、自らが主体的に考え行動できるようにし、妊娠中を快適に過ごしながらか、不安なく出産・育児できるようにしています。
- 夫(パートナー)に対して、産後スムーズに育児参加し、夫婦で育児ができるようにしています。

③ 母子保健推進員活動

- 市民と行政のパイプ役として全出生家庭を訪問し、地域での子育てを支援しています。

④ 健康相談

・4か月児・10か月児健康相談

- 発達の節目となる4か月・10か月の乳児を対象に健康相談を行い、子どもの発育・発達を確認するとともに、保護者同士の交流の機会を提供しています。
- 保健師・栄養士・歯科衛生士が相談・健康教育を行うことで、育児不安の軽減を図り、よりよい親子関係が形成でき、乳児の発育・発達に応じた対応ができるよう支援しています。

・発達相談

- 子どもの心身の発達の不安に、専門医師が相談に応じ、保護者の不安を軽減できるよう支援しています。

・幼児相談

- 就学前の子どもと保護者を対象に、心理相談員や保健師が子どもの心身の発達や保護者の気持ちについての相談に応じています。

・歯みがき教室

- 1歳から3歳の子どもを対象に、歯科衛生士が歯みがき方法の実習や歯に関する保護者の相談に応じています。

・その他の健康相談

- 電話や来所、訪問等で、妊婦・保護者からの相談に応じ、不安を軽減できるよう支援しています。

⑤健康教育

・乳幼児期の健康教育(離乳食教室・幼稚園健康教育・幼児むし歯予防指導)

- 5か月から6か月の第1子の保護者を対象に、栄養士が発達にあわせた離乳食の進め方についての教室を実施しています。
- 幼稚園児が身体のしくみを理解し、いのちの大切さや成長することに喜びを感じ、日常生活に結び付けられ、保護者にも自分自身や家族の生活習慣を振り返ってもらう機会として関係機関との連携で健康教育を実施しています。
- 公立幼稚園・保育所・こども園の4・5歳児を対象に、乳歯と永久歯のむし歯予防に向けた健康教育を実施しています。

・学童期・思春期における健康教育

- 成長・発達段階にあわせた「いのちと性の教育」を目的とした学習機会を、関係機関との連携で提供しています。

⑥中学校区地域保健連絡会

- 子どもにかかわる機関が健康問題を共有し、心身の健康づくりを協働で推進しています。

⑦健康診査

・妊婦一般健康診査

- 妊娠中の医療機関での一般健康診査の費用を助成しています。

・乳児一般健康診査

- 3か月から6か月、9か月から11か月の乳児の医療機関での一般健康診査の費用を助成しています。

・成人歯科健康診査(妊婦)

- 妊娠中の歯科疾患の予防及び早期発見のため、費用を助成しています。

・1歳6か月児・3歳児健康診査

- 発育・発達の確認や歯科健康診査等を行い、個々の状況に応じた相談等の支援を行っています。
- 3歳児健康診査では、希望に応じて保護者の歯科健康診査も実施しています。

⑧予防接種

- 感染力が強く、かかると重篤になりやすい疾患について、予防接種法に基づいて定期予防接種を行っています。

(5) 教育の状況

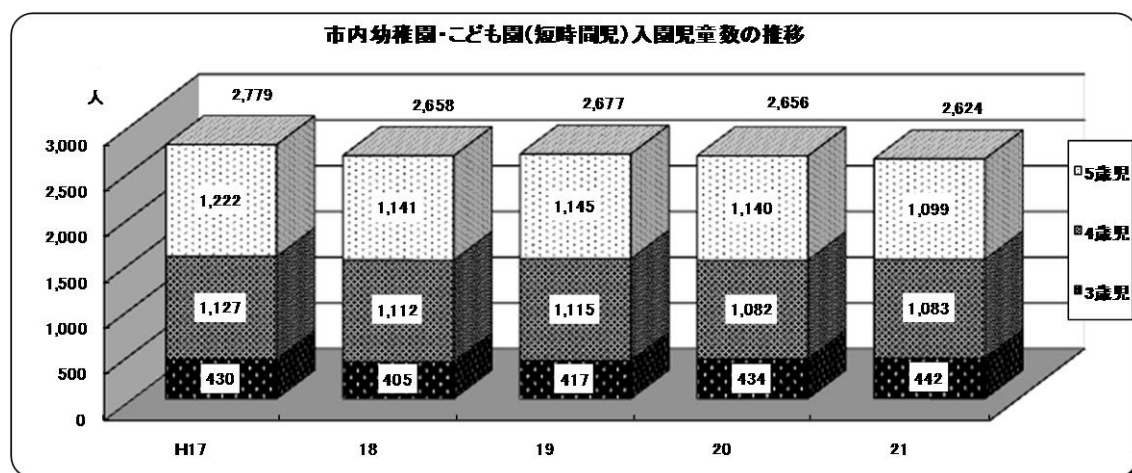
① 幼稚園・こども園

- 市内には公立幼稚園14か所、公立こども園1か所、私立幼稚園5か所があります。
- 公立幼稚園・こども園の保育時間は、平日9時から14時(公立幼稚園は水曜日13時)までです。

② 預かり保育

- 公立幼稚園14か所、公立こども園1か所、私立幼稚園5か所で実施しています。
- 保育時間は、公立幼稚園平日14時から16時(水曜日は13時から15時)まで、こども園は平日14時から17時までです。

■ 幼稚園・こども園(短時間児)の入園児童数の推移



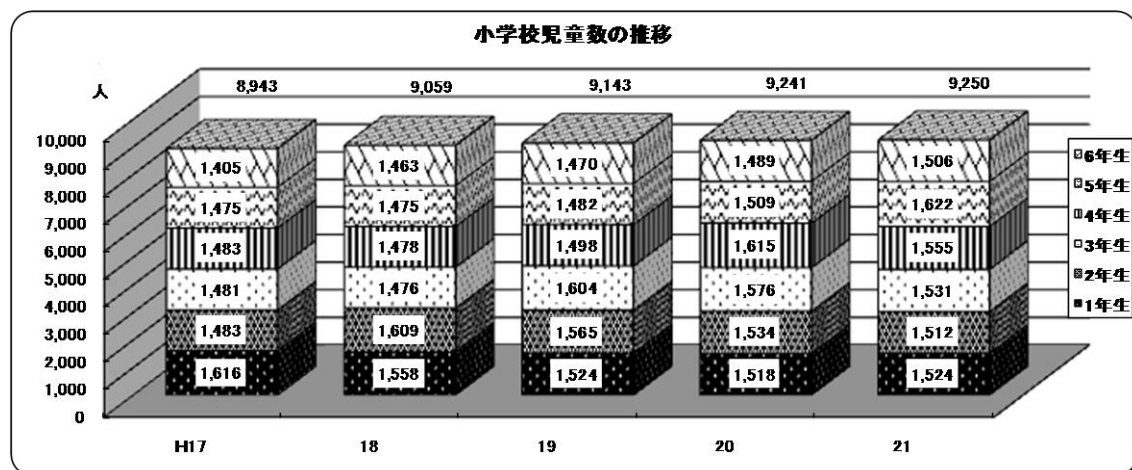
各年5月1日現在

資料: 習志野市こども保育課

③小学校

➤ 市内には公立小学校が16校あります。

■小学校児童数



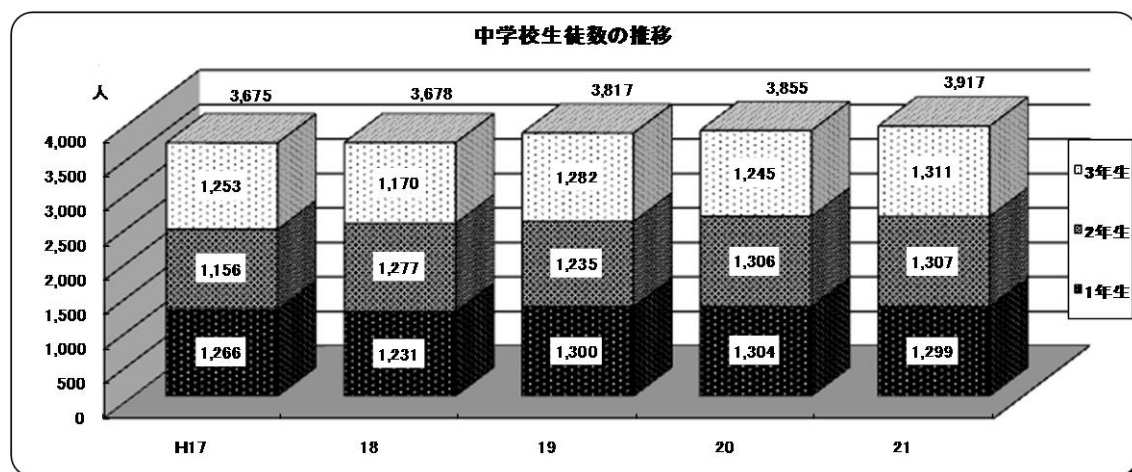
各年5月1日現在

資料: 習志野市教育行政要覧

④中学校

➤ 市内には、公立中学校が7校、私立中学校が1校あります。

■中学校生徒数



各年5月1日現在

資料: 習志野市教育行政要覧

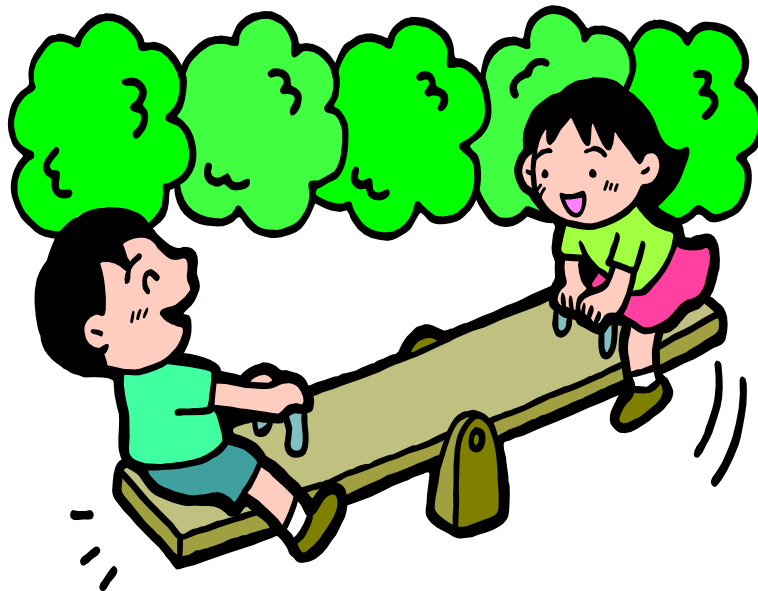
⑤学校評議員制度

➤ 保護者や地域住民等の相互の意思疎通や協力関係を高め、地域に開かれた学校づくりを一層推進していくことを目的として、学校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる制度で、公立小学校15校、公立中学校7校、市立高校1校(公立小学校1校では、学校運営協議会を設置)で導入しています。

(6) 公園・遊び場の状況

■ 公園・緑地

- 市内には、街区や近隣に居住する人たちが利用するための公園や災害時における避難路の確保等を図るための緑道、都市の自然的環境の保全や改善を図るための緑地があり、子育て家庭を含めた市民の憩いの場となっています。



4 ニーズ調査結果の概要

平成20年9月に実施した次世代育成支援に関するニーズ調査による、子育て支援に関する意識調査結果をまとめると、以下のとおりになります。

ニーズ調査の概要

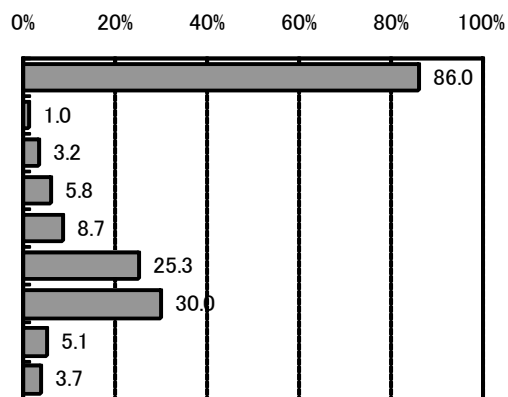
調査対象	就学前児童の保護者の方 1,800 人、小学校児童の保護者の方 1,200 人
調査方法	住民基本台帳の中から無作為に抽出し、郵送により配付・回収
調査期間	平成 20 年 9 月 5 日から 9 月 16 日(9 月 30 日回収分まで反映)
回収結果	就学前児童 1,077 人(59.8%)、小学校児童 674 人(56.2%)

(1) 家庭の状況

■ 家族との同居状況

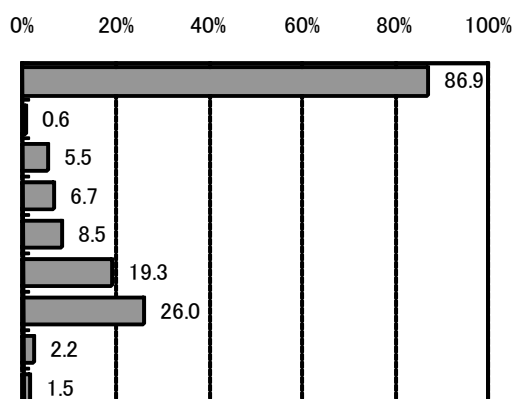
▶ 同居家族をみると、祖父母との同居率については、就学前児童で全体の 14.5%、小学校児童は 15.2%となり、核家族化が進んでいることがうかがわれます。

【就学前児童】



父母同居	926	(86%)
父同居(ひとり親家庭)	11	(1%)
母同居(ひとり親家庭)	35	(3.2%)
祖父同居	62	(5.8%)
祖母同居	94	(8.7%)
祖父近居	272	(25.3%)
祖母近居	323	(30%)
その他	55	(5.1%)
無回答	40	(3.7%)

【小学校児童】

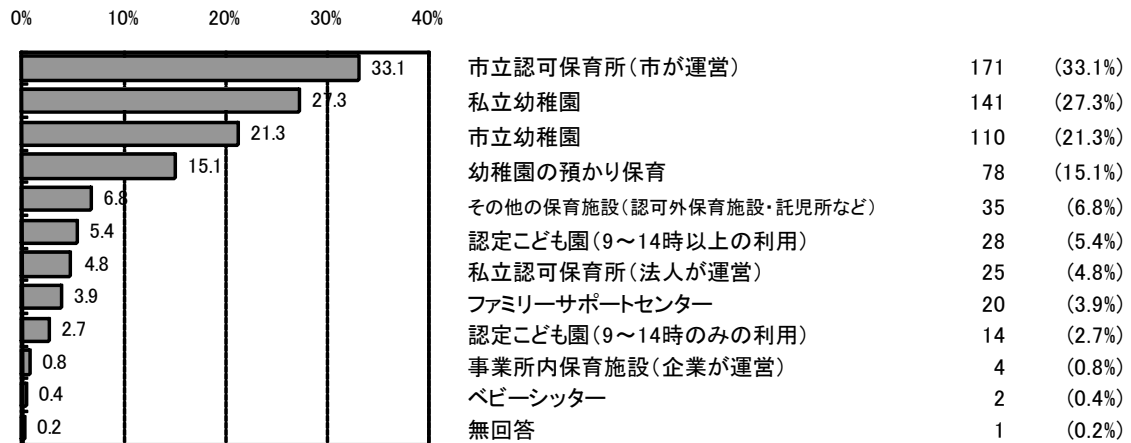


父母同居	586	(86.9%)
父同居(ひとり親家庭)	4	(0.6%)
母同居(ひとり親家庭)	37	(5.5%)
祖父同居	45	(6.7%)
祖母同居	57	(8.5%)
祖父近居	130	(19.3%)
祖母近居	175	(26%)
その他	15	(2.2%)
無回答	10	(1.5%)

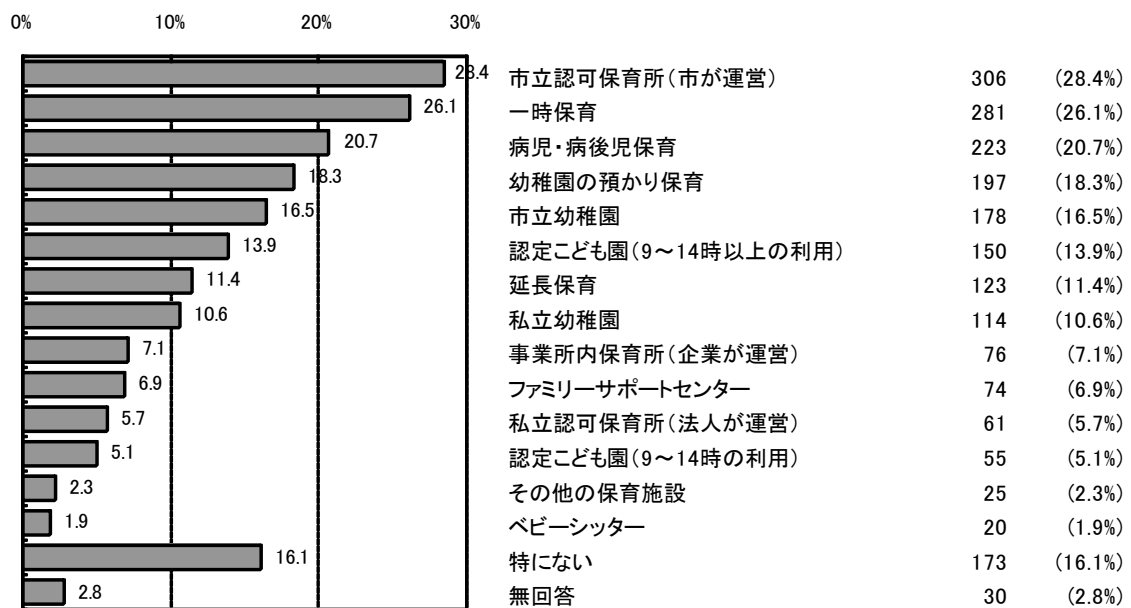
(2) 子どもの生活

① 子どもの保育状況

➤ 就学前児童の保育状況は、「市立認可保育所に通っている」が 33.1%、「私立幼稚園に通っている」が 27.3%、「市立幼稚園に通っている」が 21.3%となっています。

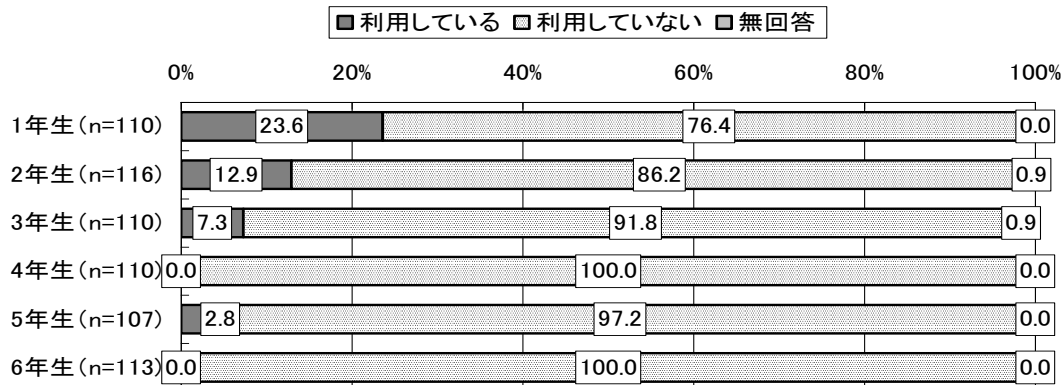


➤ 就学前児童の家庭が今後利用したい、または不足していると感じている保育サービスは、「市立認可保育所」が 28.4%、「一時保育」が 26.1%、「病児・病後児保育」が 20.7%となっています。

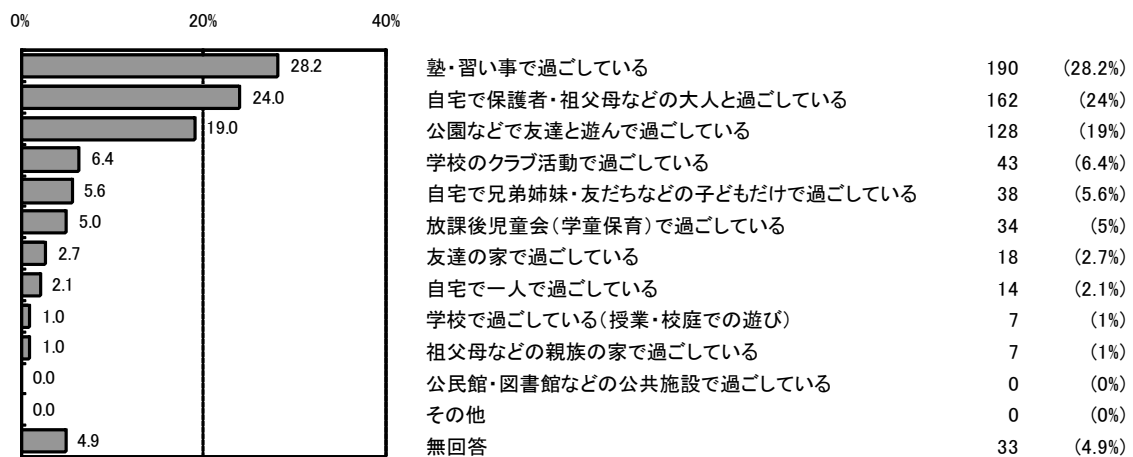


② 小学校児童の放課後の過ごし方

➤ 小学校児童の放課後児童会の利用は、1年生から3年生で 14.6%の児童が利用しています。

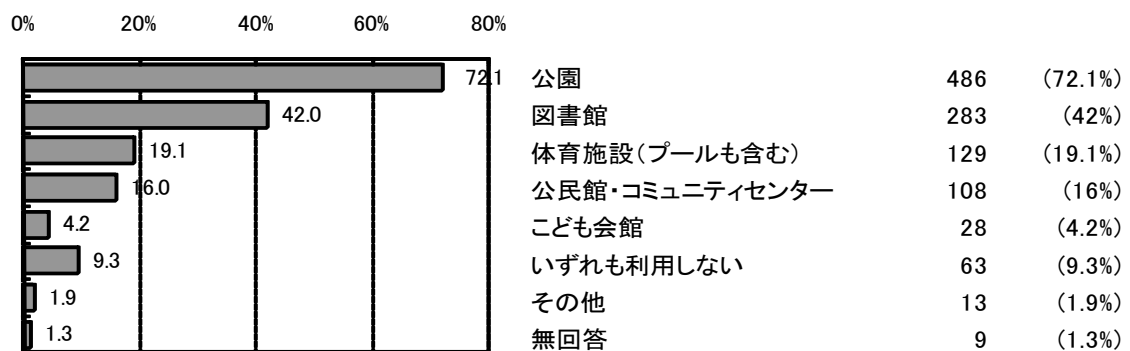


➤ 小学校児童の放課後の過ごし方(16時～18時)をみると、「塾・習い事で過ごしている」が全体の約3割と最も多く、以下「自宅で保護者・祖父母などの大人と過ごしている」が24%、「公園などで友達と遊んで過ごしている」が19%で続いています。



③ 子どもがよく利用する公共施設

➤ 子どもがよく利用する公共施設は、小学校児童では「公園」が7割を占めて最も多く、次いで「図書館」が約4割となっています。

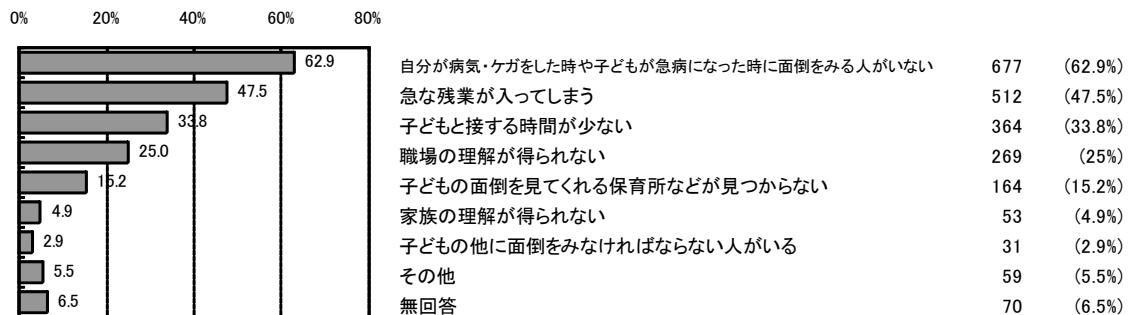


(3) 仕事と子育て

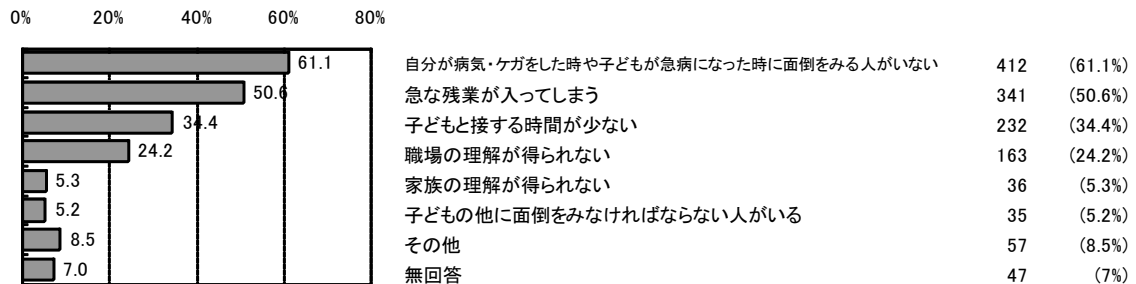
① 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

➤ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることとしては、就学前児童、小学校児童ともに「自分が病気・ケガをした時や子どもが急病になった時に代わりに面倒をみる人がいない」が最も多く、次いで「急な残業が入ってしまう」、「子どもと接する時間が少ない」となっています。

【就学前児童】



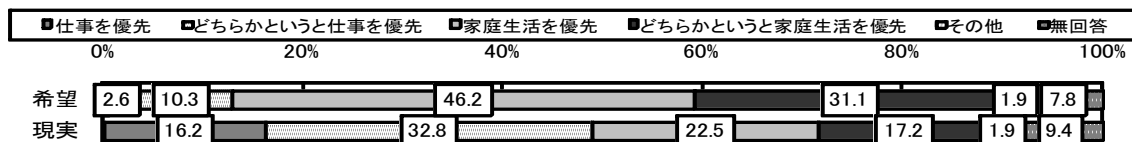
【小学校児童】



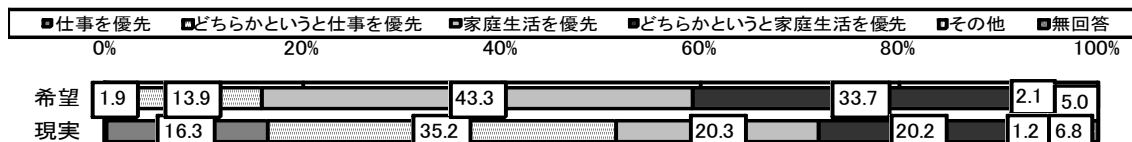
② 仕事と家庭生活の優先度

➤ 就学前児童、小学校児童ともに「家庭生活を優先」することを希望していますが、現実としては「仕事を優先」する状況になっています。

【就学前児童】



【小学校児童】

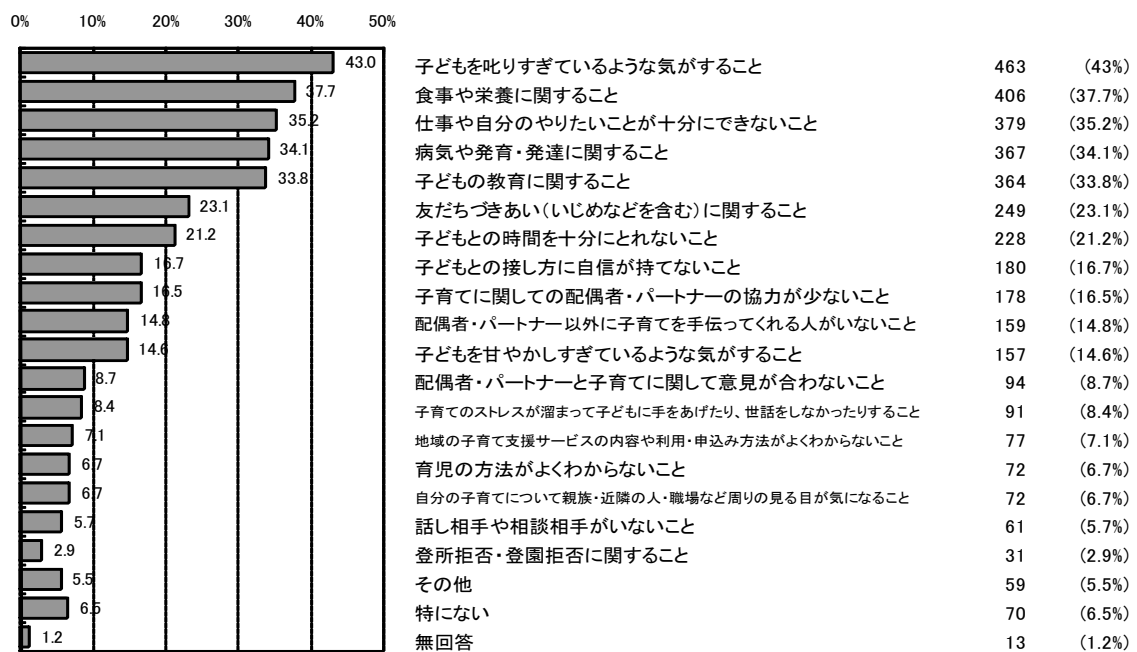


(4) 子育ての悩みなど

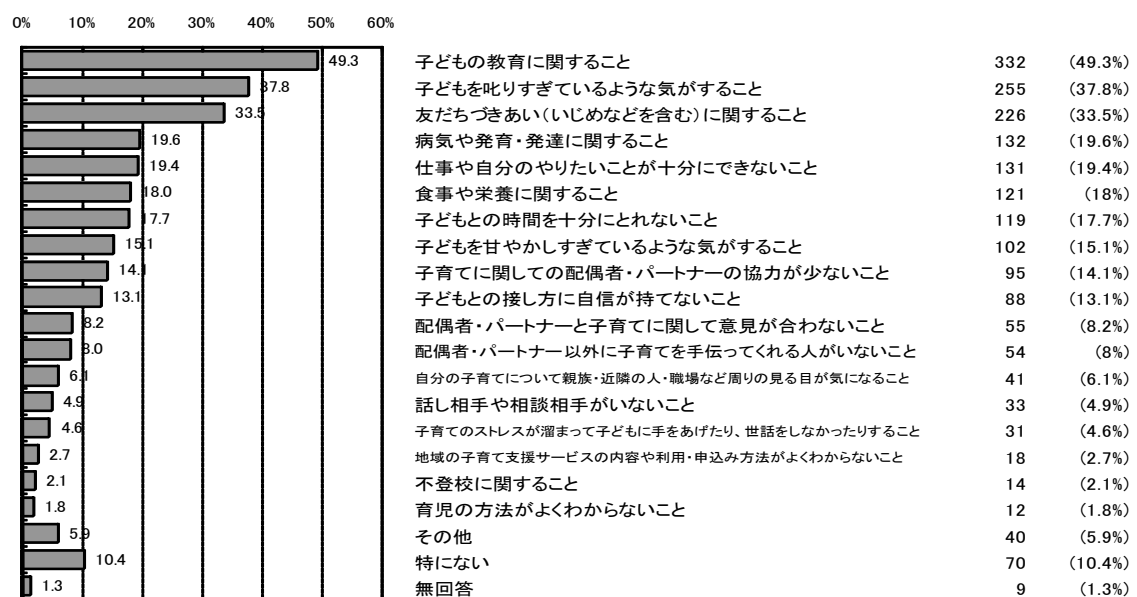
① 日常悩んでいることや気になること

- 子育てに関して日常悩んでいることや気になることとしては、就学前児童では「子どもを叱りすぎているような気がする」と最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」となっています。
- 一方、小学校児童では「子どもの教育に関すること」が最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」、「友だちづきあいに関する」となっており、子どもの成長に従って悩みも変わっていることが分かります。

【就学前児童】



【小学校児童】

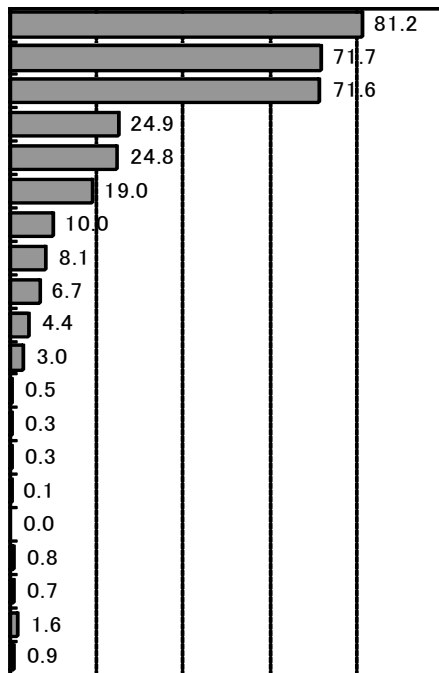


②子育てに関する悩みの相談相手

➤ 子育てに関する相談相手については、就学前児童・小学校児童ともに「配偶者」、「友人・知人」、「父母・兄弟姉妹」が多く、就学前児童では7割を超えています。

【就学前児童】

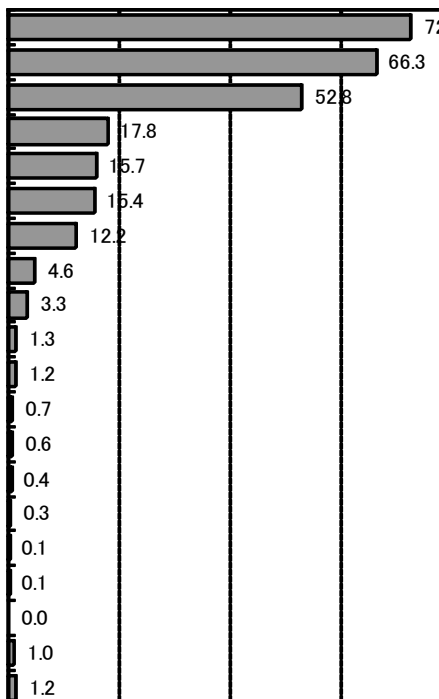
0% 20% 40% 60% 80% 100%



配偶者	874	(81.2%)
友人・知人	772	(71.7%)
父母・兄弟姉妹	771	(71.6%)
保育所・幼稚園などの施設の保護者仲間	268	(24.9%)
保育所・幼稚園などの施設の先生	267	(24.8%)
近所の人	205	(19%)
職場の人	108	(10%)
ヘルスステーション	87	(8.1%)
いとこ・親戚	72	(6.7%)
子育てサークルの仲間	47	(4.4%)
子育て相談室	32	(3%)
保健所(健康福祉センター)	5	(0.5%)
母子保健推進員	3	(0.3%)
子育て支援NPO・ボランティア団体	3	(0.3%)
児童相談所	1	(0.1%)
民生委員・児童委員	0	(0%)
相談相手がいない	9	(0.8%)
相談することはない	8	(0.7%)
その他	17	(1.6%)
無回答	10	(0.9%)

【小学校児童】

0% 20% 40% 60% 80%

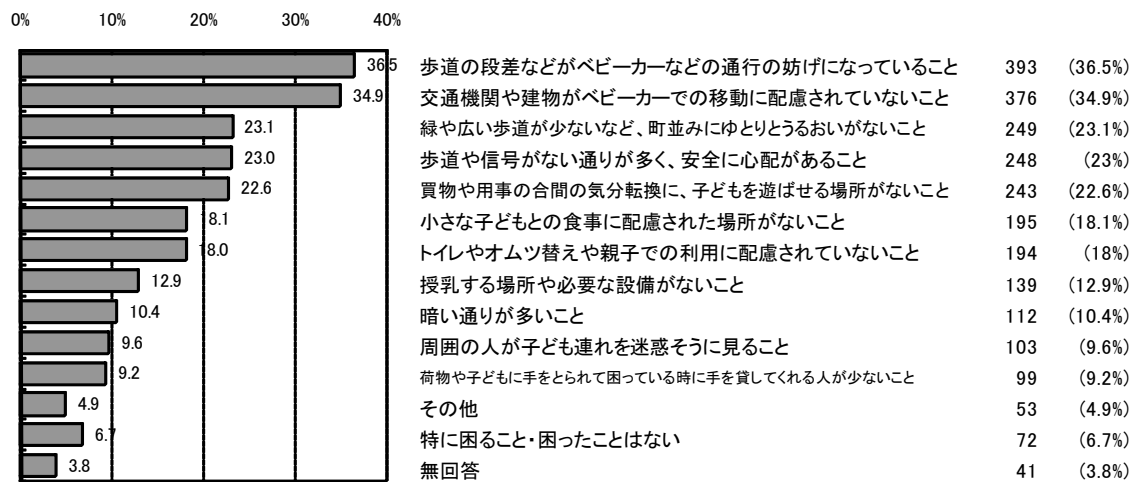


配偶者	490	(72.7%)
友人・知人	447	(66.3%)
父母・兄弟姉妹	356	(52.8%)
学校などの施設の保護者仲間	120	(17.8%)
近所の人	106	(15.7%)
職場の人	104	(15.4%)
学校などの施設の先生	82	(12.2%)
いとこ・親戚	31	(4.6%)
相談することはない	22	(3.3%)
ヘルスステーション	9	(1.3%)
相談相手がいない	8	(1.2%)
児童相談所	5	(0.7%)
子育て相談室	4	(0.6%)
子育てサークルの仲間	3	(0.4%)
子育て支援NPO・ボランティア団体	2	(0.3%)
母子保健推進員	1	(0.1%)
保健所(健康福祉センター)	1	(0.1%)
民生委員・児童委員	0	(0%)
その他	7	(1%)
無回答	8	(1.2%)

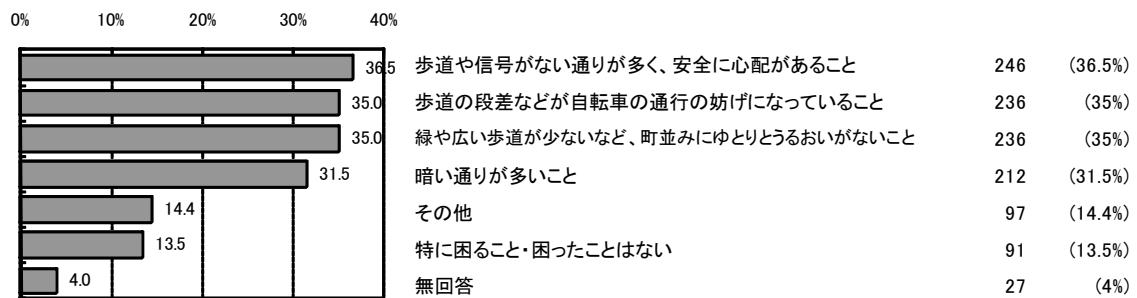
③外出の際、困ることや困ったこと

- ▶ 子どもと外出の際、困ることとしては、就学前児童では「歩道の段差などがベビーカーなどの通行の妨げになっていること」、「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと」、「緑や広い歩道が少ないなど、町並みにゆとりとるおいがないこと」が多い結果となりました。
- ▶ 一方、小学校児童では「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」、「歩道の段差などが自転車の通行の妨げになっていること」、「緑や広い歩道が少ないなど、町並みにゆとりとるおいがないこと」が多い結果となりました。

【就学前児童】



【小学校児童】

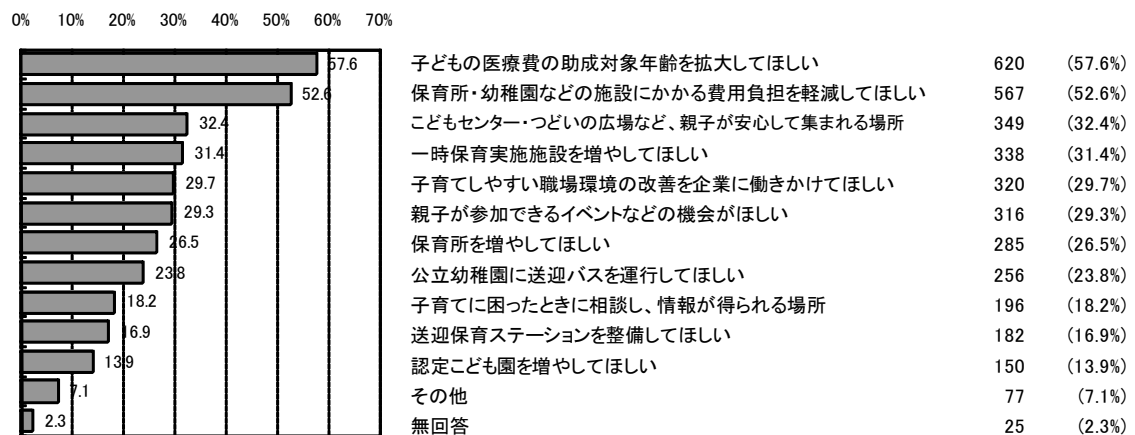


(5)子育てに関する要望

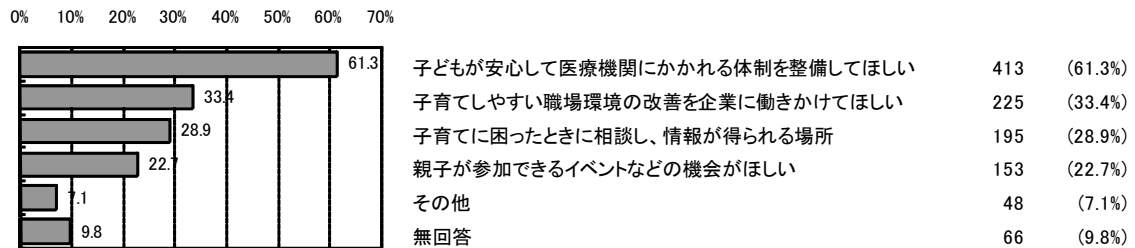
①市に対して充実を図って欲しいと期待する子育て支援

- 就学前児童世帯で、市に対して充実を図って欲しいと期待する子育て支援としては、「子どもの医療費の助成対象年齢を拡大してほしい」、「保育所・幼稚園などの施設にかかる費用負担を軽減してほしい」で、半数を超える希望がありました。
- 小学校児童世帯では、「子どもが安心して医療機関にかかる体制を整備してほしい」で、6割を超える希望が出ています。

【就学前児童】



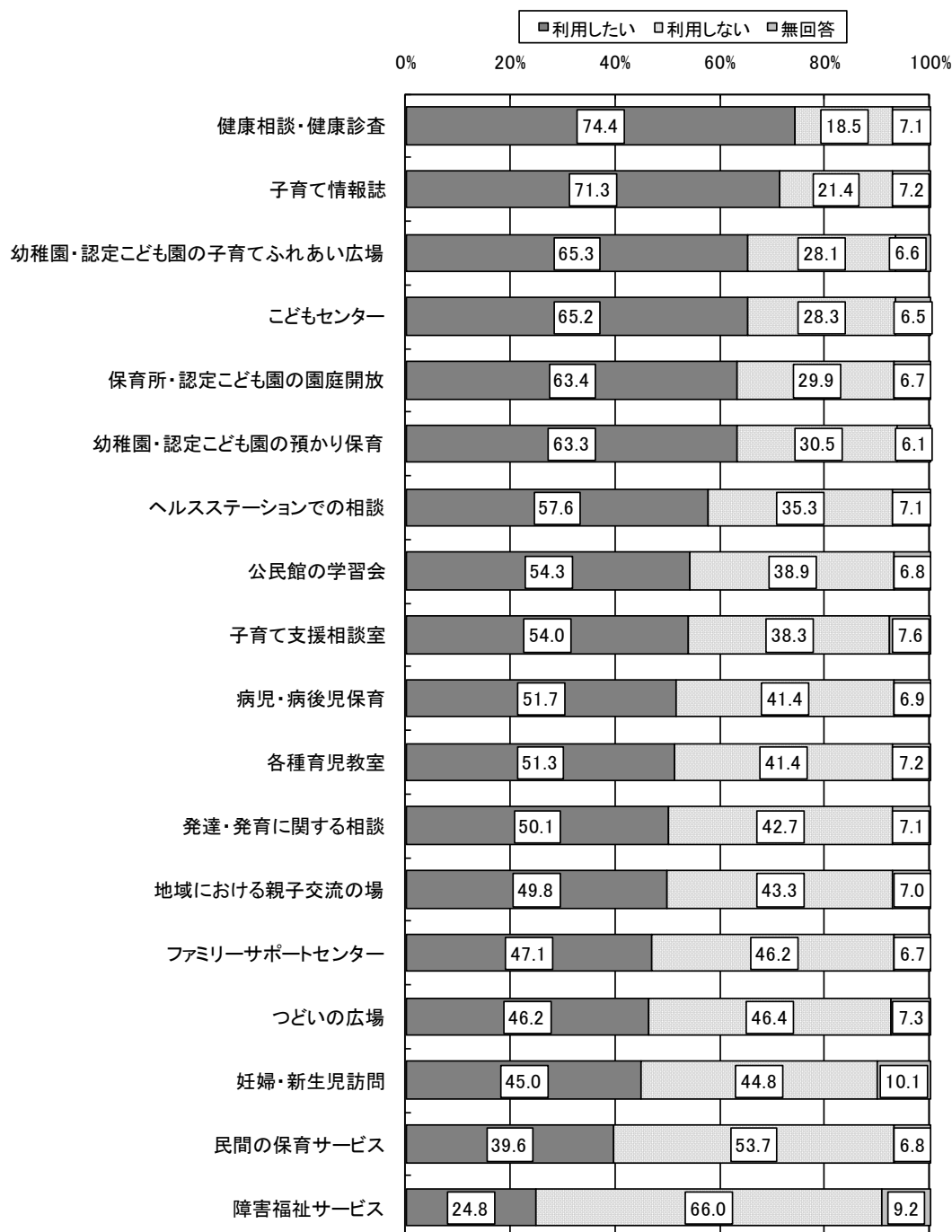
【小学校児童】



②今後利用したい子育て支援サービス

➤ 今後利用したい子育て支援サービスとして、就学前児童では、「健康相談・健康診査」、「子育て情報誌」で7割を超える希望がありました。

【就学前児童】



5 課題の整理

平成20年9月に実施した次世代育成支援に関するニーズ調査結果、並びに次世代育成支援協議会での協議内容をまとめ、課題を整理すると以下のとおりになります。

1 次代の親の育成

(1) 子どもの健やかな成長に資する教育環境の充実

- 子どもたちが自分自身の存在をかけがえのないものであることを知るとともに、周りの人の存在を尊重する心を持ちながら他者と接することや将来に向けた職業の意識づけ等、それぞれの年代に応じた、次代の親になるための段階を踏んだ取り組みを学校教育を通して行っていく必要があります。

①学校教育

- ◆子どもの教育に関することが気になっている保護者が多いことから、確かな学力を身につけることができるように、学校教育内容の充実に努める必要があります。
- ◆インターネットや携帯電話の利用が低年齢化していることから、利便性だけでなく、誤った利用による危険性等についても周知していく必要があります。

②次代の親の意識づくり

- ◆子どもの時から家庭内での夫婦の子育てに関する役割等、男女平等に関する意識について啓発する必要があります。
- ◆子どもたちが、「自分自身が愛され、大切にされている」と感じられるような取り組みに努める必要があります。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

- 子どもの基本的生活習慣の定着や社会性の育成等を図るため、初めから子育てをする力を備えた保護者はいないとの認識のもと、家庭における教育力や保護者自身の道德意識の向上に努めるとともに、地域の人たちが子どもたちと関わる機会を提供していく必要があります。

①家庭教育への支援

- ◆公民館におけるPTA家庭教育学級や幼児家庭教育学級の内容を充実したものとして、子育てにおける家庭の役割について再認識するとともに、子育てに喜びを感じることができるような取り組みが必要と思われます。

②地域における教育力

- ◆市内に7館ある公民館等の公共施設を、子どもたちが安全で安心して遊べる場として開放することができないか検討するとともに、その際子どもを預けっぱなしにする等、保護者の責任を地域の人に転嫁することがないよう、保護者への意識づけを図る必要があります。
- ◆土曜日・日曜日に遊べる場所として、体育施設の開放等を継続するとともに校庭の開放等、休日における子どもの居場所づくりについても、充実したものとする必要があります。

③世代間交流

- ◆1世帯当たりの子どもの数の減少により、子育てに接した経験がある子どもたちが少なくなっていることから、乳幼児とのふれあい体験を充実させる必要があります。
- ◆インターネットや携帯電話等の普及により、人と人とが直接向き合って交流する機会が少なくなっており、子どもの時から人と人との関わりが大事であることを実感できるように、地域参加型の学校行事の推進や地域活動等への積極的な参加を推進していく必要があります。

④「食育」

- ◆乳幼児期からの食育を推進していく必要があります。
- ◆食事や栄養に関することが気になる保護者が増加していることから、各施設における作物の栽培、収穫等の体験と保護者への食に関する情報提供、家庭における食の大切さ等についての啓発を継続して行い、家庭での実践に結びつけていく必要があります。

2 子育て・子育て支援体制の整備**(1) 地域における子育て支援の充実**

- 顕在化しているニーズのみならず、子育てに悩みを持ちながら発信できない保護者への支援等、潜在化している問題について、地域の人たちが子育て家庭に関心を持ちながら、豊かな経験がある支援者として子育て家庭を見守ることで、悩みを抱え込まないようにする必要があります。

①保育サービス

- ◆保育サービスについては待機児童をゼロとすることが継続した課題ですが、仕事と子育ての両立支援として親の多様な就労状況に対応するため、休日保育、延長保育等を充実させる必要があります。
- ◆幼稚園・こども園での預かり保育を今後利用したいと考えている保護者が多く、経済状況に応じて就労せざるを得ない保護者がいることもうかがえることから、夏季休暇中の預かり保育の実施について検討していく必要があります。
- ◆障害を抱える子どもについては、ノーマライゼーション(障害を持つ人を含めたすべての人々が、できる限り同じような生活を営めるようにすること)の観点から、保育所や幼稚園、こども園において健常児との保育・教育を継続して推進する必要があります。
- ◆施設の保護者仲間や先生に相談している保護者が減少しており、保護者同士の結びつきが悩みの解消や子育ての助け合いに結びつく傾向があることから、施設や地域において仲間づくりや保護者同士の結びつきにつながるような行事等の取り組みを充実し、参加を働きかけていく必要があります。
- ◆各施設の老朽化により、施設・環境面への不満の割合が高くなっていることから、継続して補修工事を行っていく必要があります。
- ◆放課後児童会の対象学年(現行1年生から3年生まで、障害児は6年生まで)の拡大を希望する保護者がいることから、対象学年の拡大について検討していく必要があります。

②子育て支援サービス

- ◆幼稚園・こども園での子育てふれあい広場や保育所・こども園の所(園)庭開放を利用したい保護者が多く、幼稚園・保育所・こども園が入園・入所している子どもを保育するという機能だけでなく、地域における子育て支援の拠点としての機能をも期待されていることがうかがえ、継続して期待に応えていく必要があります。
- ◆親子が安心して集まれる場所へのニーズが高く、子育て不安感や孤立感の軽減に向けてこどもセンター・つどいの広場(きらっ子ルーム)のさらなる充実を図り、量的な充実についても検討する必要があります。

③子育て支援のネットワークづくり

- ◆地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込方法がよくわからない家庭が増加していることから、ホームページ・広報紙・子育てハンドブック等で子育て支援サービスについて、わかりやすく情報提供する必要があります。
- ◆地域全体の子育て支援という観点から、子育て後の世代の知識や経験を活用した子育て支援サービスを提供することも必要です。
- ◆多くの子育て家庭に利用されているこどもセンター・つどいの広場(きらっ子ルーム)を地域における子育て支援の拠点として、今後の子育て支援のネットワーク化を進める必要があります。
- ◆家庭訪問や様々な子育て支援活動への関わりを通して、母子保健推進員、民生委員・児童委員が、地域における最も身近な相談相手としての存在感を示していく必要があります。

④経済的負担の軽減

- ◆子どもの医療費負担の軽減へのニーズが高く、本市の厳しい財政状況を勘案しながら経済的負担の軽減が可能かどうか検討していく必要があります。

(2) 仕事と子育ての両立の推進

- ワーク・ライフ・バランスの理念に基づき、仕事と家庭生活の両立支援によるゆとりある家庭生活が、子どもの成長・発達に不可欠であるだけでなく、企業にとっても生産性の向上等の面で利点が多いことや子育てしやすい職場環境づくりが企業としての社会的責任であることを意識づけ、経済活動とのバランスを図りながら、促進していく必要があります。

- ◆核家族世帯、共働き家庭が増える中で、企業への仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりについて働きかけを希望する保護者が増加しており、育児休業の取得や時間外労働の削減等に向けて企業への啓発に引き続き取り組む必要があります。
- ◆子育てへの配偶者等の協力が少ない家庭が増加しており、家庭内における夫婦の子育てに関する役割について啓発し、男性の子育て参加を促進する必要があります。

(3) 個別に支援を必要とする子どもへの支援体制の充実

- 虐待を受け苦しんでいる子どもや経済的な困窮に陥っている家庭、さらには子どもの発育や発達に不安を抱えている家庭等、子どもとその家庭を取り巻くさまざまな状況に応じた支援を行っていく必要があります。

①虐待防止

- ◆ 子育てが孤立化し、虐待のケースにつながらないように、各種相談事業による虐待防止や虐待の早期発見・早期対応が可能となるような各関係機関との連携を強化していく必要があります。
- ◆ 子育てに何らかの負担を感じている保護者が前回よりも減少しているものの、「なんとも言えない」と感じている保護者が前回より大きく増加していることから、これらの保護者が負担を感じる層に転じないように相談窓口や支援体制を充実していく必要があります。

②ひとり親家庭への支援

- ◆ ひとり親家庭の自立支援を図るとともに、ひとり親家庭自立支援員を中心とした相談、情報提供体制を継続して充実したものとする必要があります。

③健やかな発育・発達を支える支援体制の充実

- ◆ 発育や発達に課題がある子どもたちの早期発見、早期支援を強化するとともに、子どもにかかわる職員の資質の向上を図りながら、個別の状況に応じた支援を充実していく必要があります。

3 親と子どもの健康・安全の確保**(1) 親と子どもの保健医療体制の充実**

- 子育てに関する悩みとして、「子どもを叱りすぎているような気がする」とや「子どもを甘やかすすぎているような気がする」と等、子どもとの接し方と将来に向けた心身の健康な発育・発達について悩んでいる保護者が多いことから、子どもの心身の発達と接し方に関する理解を深めたり、悩みを受け止めたりする必要があります。

①親と子どもの健康支援

- ◆ 健康相談・健康診査、ヘルスステーションでの相談といった各種相談等を今後利用したいと考えている保護者が増加しており、何らかの不安を抱えながら子育てをしていることがうかがわれることから、継続して事業を実施していくとともに充実した内容とする必要があります。

②思春期保健

- ◆ 自分だけでなく他人を思いやり、互いのいのちを大切に思えるよう、保護者を含めた乳幼児期からの健康教育を継続していく必要があります。
- ◆ 思春期の子どもへの保健対策について、保護者をはじめ、保健、医療、福祉、教育関係者等が連携を図りながら継続して推進していく必要があります。

③小児救急医療

- ◆子どもが急病時の保護者の不安感を解消するため、夜間・休日時における小児医療体制の整備と適正な時期の受診について、保護者に情報提供をしていく必要があります。

(2) 安心、安全な生活環境の整備

- 自宅近くの公園等での保護者との遊びから、友達との遊びへと子どもの成長に伴い活動範囲が広がる中で、学校だけでなく家庭や地域においても交通安全についての啓発や子どもたちへの声掛け等、安心、安全なまちづくりを推進していく必要があります。

①外出環境の整備

- ◆雨の日に遊べる場所がないと感じている保護者が多くなっていることから、公民館等の公共施設を子どもたちが安全で安心して遊べる場として開放することができないか検討していく必要があります。
- ◆歩道や道路全般の安全性の確保についてのニーズが高く、道路等のバリアフリー化を継続して計画的に取り組んでいく必要があります。
- ◆子どもと外出する際の授乳、オムツ替え、食事等、子育て家庭への配慮が不足している状況がみられることから、乳幼児を抱える子育て家庭が気軽に外出できるようなまちづくりを推進していく必要があります。

②防犯・防災対策

- ◆防犯・防災については日頃からの情報の把握と共有が重要であることから、情報収集・情報交換体制を継続して整備していく必要があります。
- ◆子どもたちによる「キラット・ジュニア防犯隊」や地域住民によるボランティアを活用したパトロールの充実等、ソフト面での防犯対策をさらに推進し、防犯意識の向上に努めていく必要があります。